

赤井川村で光回線整備に係る事前申込 を募集します

赤井川村では、光回線のサービス提供区域が市街地及び字赤井川、都地区、常盤地区と落合地区の一部となっておりますが、この度、国の支援事業である高度無線環境整備推進事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、光回線のサービス未提供区域の居住地を中心に民設民営方式により整備を進め、「光回線」高速ブロードバンドサービスの提供ができるよう計画しております。そのため、村が作成しなければならない計画書等の基礎資料とするため、整備を希望する方の事前申込について募集をすることとなりましたので、事前申込書のとりまとめにご協力をお願いいたします。

つきましては、整備を希望する方につきましては、下記の事前申込書にご記入の上、下記のとおり提出をお願いいたします。

- ・ 提出期限

令和2年9月11日（金曜日）まで

- ・ 事前申込数の目標数

49回線

- ・ 対象地区

字日ノ出、字赤井川の一部、字池田、字富田、字旭丘、字都の一部、字曲川、字落合、字明治

- ・ 提出方法

役場窓口へ事前申込書を提出するか役場宛にFAXにて送付願います。

総務課企画地域振興係宛 FAX：0135-34-6644

（事前申込書をそのままFAXしてください。）

※現在サービス提供エリアに入っている方の事前申込はできません。また、光回線のサービス開始時に接続できる方に限ります。提供エリアか不明な場合は、役場までお問い合わせください。

※事前申込をベースにサービス提供区域設計を行いますので、高速ブロードバンドの利用を考えている方は必ず提出をお願いします。

（民設民営のため、事業者の電話業務区域内での整備が中心となります。）

※字落合と字明治には一部居住者が自費で設置した区域があります。その区間について、設置できない可能性があります。

※高度無線環境整備推進事業で回線を整備すると回線設置箇所に Wi-Fi を設置する必要があります。そのため、光回線提供会社とは、家庭内に Wi-Fi を設置する等のプランを検討してください。

※事前申込書の内容をもとに役場、光回線設置業者から問い合わせをする場合があります。

【よくある質問】

Q1：整備目標年度は？

A1：令和2年度から3年度と考えております。

Q2：Wi-Fi ルーターを使ってスマートフォンやゲーム通信などを利用したいけどどのようにすればいいの？

A2：光回線業者のプランで Wi-Fi ルーターのレンタルがセットになっているプランや詳しい方は自費で Wi-Fi ルーターを購入し設置することで利用が可能です。

Q3：料金はどのくらいかかるの？

A3：契約料（1契約ごと）800円（税別）

初期工事費（標準的なもの）18,000円（税別）

月額利用料（通常）5,700円（税別）＋プロバイダ料金

上記は基本料金になります。ご利用方法によっては割引サービス（2年契約）などによりさらに安くなる場合があります。

各利用者の状況によるので正式な金額は光回線提供事業者にお問い合わせください。

令和2年9月1日

（総務課企画地域振興係）